

2025 年 6 月 20 日

超訳 外為法（CISTEC 編）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸出
- 第三章 技術提供取引
- 第四章 仲介貿易取引、仲介技術取引
- 第五章 防衛装備の移転
- 第六章 平和及び安全の維持のための経済制裁措置
- 第七章 輸出者等遵守基準
- 第八章 緊急時の措置
- 第九章 行政制裁その他ペナルティ、違反の自主申告
- 第十章 行政手続法との関係、不服申立て
- 第十一章 雑則
- 第十二章 罰則
- 第十三章 安全保障輸出管理に関連する他の規制

*用語の略称

- ・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）・・・外為法
- ・輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）・・・輸出令
- ・外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）・・・外為令
- ・輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 13 年経済産業省令第 249 号）・・・核兵器等開発等省令
- ・輸出貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 20 年経済産業省令第 57 号）・・・通常兵器開発等省令
- ・貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成 10 年通商産業省令第 8 号）・・・貿易外省令
- ・輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号）・・・運用通達
- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）・・・役務

通達

- ・輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（輸出注意事項 24 第 18 号・平成 24・03・23 貿局第 1 号）・・・提出書類通達
- ・包括許可取扱要領（輸出注意事項 17 第 7 号・平成 17・02・23 貿局第 1 号）・・・包括許可要領
- ・大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（輸出注意事項 24 第 24 号・平成 24・03・23 貿局第 1 号）・・・補完規制通達

第一章 総則

（目的）

第 1 この法律は、外国貿易、役務取引等の対外取引が自由に行われることを基本とし、これらの取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、これらの対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 この法律は、「居住者」である法人・個人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてそれらの業務についてした行為にも適用する（国際法の属地主義の例外）。

（定義）

第 3 この法律や政省令で用いる用語の定義は次の通り。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び省令で定めるその附属の島をいう（当分の間、北方四島は除く）。
 - 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。
 - イ 公海や南極も含む（ただし、廃棄物についての適用関係は別途）。
 - ロ 宇宙空間や天体は含まない（＝地球に属さない）。
 - 三 「グループ A 国」・「国連武器禁輸国」
 - イ 「グループ A 国」とは、大量破壊兵器等の拡散防止に関する条約や国際輸出管理レジームに参加しており、大量破壊兵器不拡散政策を厳格に実施している外国であつて、政令（輸出令別表第 3）で定めるものをいう。
- ※2025 年 6 月現在で、欧米、韓国等 27 カ国。ブルガリア、アルゼンチン

等も含まれている。

- ロ 「国連武器禁輸国」とは、国連安全保障理事会において武器の禁輸が決議された国として、政令（輸出令別表第 3 の 2）で定めるものをいう。

※2025 年 6 月現在で、10 カ国。

四 「居住者」と「非居住者」

イ 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人（＝個人）及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

ロ 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

ハ 国籍とは関係ない。永住者、特別永住者の外国人も、日本国内に住所等を有すれば、居住者。逆に、海外の子会社等に出向した日本人は非居住者。

ニ 法人に雇用されている社員等の構成員は、その法人の業務に関係する限り、その法人と同じ扱いになる（個人に適用される判断基準は適用されない）。学生は、別途の雇用関係にない限り、大学の構成員とはならない。

ホ 「居住者」と「非居住者」の具体的判定基準は、財務省通達に記載（別添 1 参照）。入国して 6 ヶ月未満の者は、非居住者。

五 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

六 「輸出」とは、貨物を外国に向けて送り出すことをいい、船舶・航空機に積み込んだ時点で完了する。仮陸揚げ貨物を積み替えて送り出すことを含む。

イ 関税法の定義（＝通関によって完了）とは異なる。

ロ 自己使用目的でも「輸出」に含まれる。

ハ 有償、無償を問わない。

ニ 公海に機器等を観測用途等で置いてくることも含まれる。

ホ 船舶・航空機は、引き渡した時点で完了。船舶出港後に成立した契約に基づき引き渡した時は（洋上売船）、外国で引き渡した時に完了。

ヘ 引き渡す予定なく、船用品など自国籍の船舶・航空機の中に留まる場合は、輸出に該当しない。

ト ロケット等の打ち上げは、宇宙空間向けなので輸出に該当しない（別途の法令で規制）。

七 「技術提供取引」とは、貨物の設計、製造、使用に必要な技術を外国において、又は非居住者に提供することを目的とする取引（有償・無償は問わない）をいう（具体的には、第 11～13 に掲げる場合がある）。

イ 「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう（「設計」、「製造」及び「使用」はそれぞれ定義がある。）。

※規制対象となる「必要な特定の情報」は、規制の性能レベル、特性・機能に到達し又はこれらを超えるために「必要な技術」や、規制対象貨物に「直接関係する技術」をいう。

ロ 技術情報は、技術データ又は技術支援の形態で提供され、技術データには、技術内容が記載された文書や設計図、仕様書、マニュアル、指示書等の他、プログラムも含まれる。技術支援には、技術指導や技能訓練、コンサルティングサービスその他の形態がある。

ハ 「提供」とは、技術情報について他者が利用できる状態に置くことをいう。

例えば、取引先の海外にある装置を修理するために技術者が出張し、技術情報を渡さずに修理のみを行う場合、技術を提供する取引にはならない（輸出行為そのものが対象となる貨物の場合とは異なる。）。

ニ 提供方法は、紙文書、USB メモリなどの電子媒体によるものや、電話、FAX、電子メール、口頭によるものも含まれる（＝無形技術移転）。

ホ 日本の国境外（第三国間）で行われる技術提供を仲介する取引（技術仲介取引）も含まれる。

ヘ クラウドサービスのうち、海外サーバーによるストレージサービスの利用は、その情報の保管が自ら使用することを目的として当該情報を保管する場合には、原則として「取引」には含まれない。SaaS（他者にダウンロードさせることなくサーバー上のプログラムを利用させるサービス）による技術情報の提供は「取引」に含まれる。

ハ 「仲介貿易取引」とは、居住者と非居住者間で行われる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借、贈与に関する取引をいう。

九 「役務取引」とは、労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。

・「技術提供取引」も概念として含まれる。

十 防衛装備移転三原則における「防衛装備」とは、武器（製造装置も含む）及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい（※自衛隊法上の「武器」とは異なる。）、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

イ その形状、属性等から客観的に専ら軍隊において使用される仕様であるもの（現に軍隊において使用されているものという意味ではない）が対象。

汎用品・技術（＝他の用途に用いることができるもの）は含まれない。

ロ 防衛装備に該当するか不明な場合は、経済産業省に確認のこと。

第二章 輸出

(輸出の原則)

第4 貨物の輸出は、第1にある目的に合致する限り、最少限度の制限の下で、許容されるものとする。

(特定の貨物の輸出許可等)

第5 国際的な平和・安全の維持を妨げる（おそれがある）ものとして、次に掲げる輸出をしようとする者は、法第48条第1項の許可（第四号＜グループA国向けキャッチオール規制＞は法第48条第2項の許可）をとること。

＜リスト規制＞

一 国際輸出管理レジーム及び同盟国・同志国連携等により規制対象となった輸出令以下で定める貨物を、外国に向けて輸出しようとする者

＜大量破壊兵器キャッチオール規制＞

二 前号以外の貨物を輸出しようとする者であって、グループA国向け以外の輸出について、次のいずれかの場合に該当するもの

イ その貨物が大量破壊兵器等（その部分品も含む）の開発等（開発、製造、使用、貯蔵）のために用いられるおそれがある場合として、核兵器等開発等省令で定める次の要件に該当する場合（客観要件）

① 用途要件—文書や連絡等により、大量破壊兵器等の開発等や別表行為として指定される行為に使用されることがわかった場合

② 需要者要件—需要者が大量破壊兵器等の開発等や別表行為を行うことを行なったことがわかった場合

※ 契約書など輸出者が入手した文書等において需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う旨が記載されている場合や、需要者がその開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けた場合でも、その用途に用いられないことが明らかなきは許可申請不要。当局では、それを判断するために、より慎重な確認を行う材料として、「明らかガイドライン」（補完規制通達）による確認を推奨している。

例えば、明らかガイドライン上では、外国ユーザーリスト上の「懸念区分の種別」と、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例の「用途の種別」が一致するときは、許可を必要としている。

ロ その貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるも

のとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合(インフォーム要件)

<通常兵器キャッチオール規制>

三 第一号以外の貨物を輸出しようとする者であって、次のいずれかの場合に該当するもの

イ 一般国(国連武器禁輸国及びグループA国を除く)向けの第一号以外の貨物のうち、特定の貨物の輸出について、その貨物が通常兵器(その部分品も含む)の開発等のために用いられるおそれがある場合として、通常兵器開発等省令で定める次の要件に該当する場合(客観要件)

①用途要件—文書や連絡等により、通常兵器の開発等に使用されることがわかった場合

②需要者要件—需要者が通常兵器の開発等を行うことや行ったことがわかった場合

※ 外国ユーザーリストに掲載されている場合や、過去に開発等を行ったことがわかった場合でも、それらの用途に使わないことが明らかなきは、許可申請不要。

※ 2025年に一般国向けの特定の貨物の輸出について客観要件を創設。通常兵器版外国ユーザーリストが制定。制度概要は別添2参照。

ロ 国連武器禁輸国向けの第一号以外の貨物の輸出について、その貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合として、イ①及び②の要件に該当する場合(客観要件)

※ 2025年に「需要者要件」を創設。

ハ その貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたとき(インフォーム要件)。

<グループA国向けキャッチオール規制>

四 グループA国向けの輸出について、その貨物が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたとき(インフォーム要件)。

※ 2025年にグループA国向けのインフォーム要件を創設。制度概要は別添3参照。

2 前項第二号に掲げる場合以外で、輸出取引に係る輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等に使

用される疑いがあることを知った場合は、経済産業大臣に報告すること。

- 3 仕向地の外国とは、最終的に消費・加工が行われる国・地域のことをいい、途中経由国ではない。

※「消費（費消と同義）」とは、原則、部品として別の装置に組み込まれるケースは消費にはあたらないが、バルブ・ポンプなど一部の貨物は例外として特定の用途に限り装置本体に組み込まれることをもって消費とみなすことができる場合もある。判断に迷われる場合は経済産業省に確認のこと。

- 4 該非判定と最終用途・需要者確認

イ 該非判定に際しては、同じ品目でも、輸出令別表第1の複数項番に規定されている場合があるので、慎重に判断すること。

ロ 取引審査（最終用途・需要者の懸念の有無のチェック）に際しては、最終需要者の存在や身元が明らかか、関係者に軍、兵器製造業者など存在しないかなど、提出書類通達で定められている内容を含め、慎重に確認すること。キャッチオール規制に際しては、上述のとおり、契約書など輸出者が入手した文書等において需要者が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を行う旨が記載されている場合等は、「明らかガイドライン」による確認を推奨している。

ハ 該非判定や取引審査の適切な実施は、輸出者等遵守基準において求められており、これを怠った場合には、経済産業省より指導・助言、勧告・命令がなされる場合がある。

（輸出許可の種類）

第6 輸出許可には、次の種類がある。

- 一 個別許可
- 二 包括許可

特別一般包括許可 （特一包括）	機微度が比較的低い品目について、グループ A 国以外の国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度 ※電子申請
一般包括許可	機微度が比較的低い品目について、グループ A 国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度 ※電子申請
特定包括許可	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度 ※電子申請
特別返品等包括許可	本邦で使用するために輸入された武器関連貨物又は武器関連技術(プログラム)等であって、不具合による返

	品、修理又は異品のためのみに輸出する物や技術について一括して許可する制度
特定子会社包括許可	我が国企業の子会社向け（50%超資本）に対する一定の品目の輸出について包括的に許可する制度
展示会等包括役務取引許可	防衛装備の移転に係る商談等に際して、当該防衛装備の基本的な諸元に係る技術情報を国連武器禁輸国等を除く特定国において提供すること等を目的とする取引について包括的に許可する制度

- 2 包括許可を取得するには、次が必要（一般包括では不要）。
 - 一 輸出管理内部規程（CP）の策定・届出による受理票取得
 - 二 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）の作成・提出による受理票取得
 - 三 安全保障貿易検査官室による実地の調査
 - ※ CLは当初の提出後も毎年7月に提出が必要
 - ※ CPは、一定の条件を満たすグループCP（グループ企業としての管理に使用されるもの）も、特別一般包括許可取得のために届出が可能。
- 3 包括許可の適用可能範囲は、品目等と仕向地の組み合わせで決まる（包括許可要領における包括マトリクスを参照）。
- 4 包括許可により貨物を輸出した場合には、関係書類を、一定期間保存すること（大量破壊兵器関連は7年。通常兵器関連は5年、返送に係るものは7年）。

（輸出許可の基準）

第7 輸出許可の申請は、需要者と用途について、以下の点を審査の上、可否を決定する。

- 一 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か。
- 二 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か。
- 三 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か。
- 四 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か。

（許可等の条件）

第8 経済産業大臣は、輸出許可に条件を付し、変更することができる。

- 2 その条件は、必要最小限のものでなければならない。
- 3 許可条件として付されるものとしては、次のものがある。

- 一 積戻しを前提に輸出等をした貨物等の積戻し報告
- 二 最終需要者が確定していない貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況の報告
- 三 輸出した貨物等の「据付報告」、「設置状況報告」、
- 四 輸出した貨物等の最終用途誓約書に基づく「使用状況報告」、再輸出等の「事前同意」
- 五 船積み数量に関する報告、需要者の管理・使用状況の報告
- 六 グループ A 国以外の国向け高性能電子計算機の輸送時の制限
- 七 該当技術を用いて、該当貨物・該当プログラムを製造・販売に対する事前同意

(許可申請不要の場合)

第9 次に掲げる場合は、第5に規定する許可は不要。

一 仮陸揚げ貨物 ※武器関連貨物は適用不可

我が国を経由する外国向けの積替貨物（グループ A 国以外の国向けの輸出で大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件、インフォーム要件に該当する場合を除く）

二 一般的特例 ※武器関連貨物は適用不可

イ 外国貿易船や航空機の自己用の燃料、航空機用品

ロ 航空機の発着等を安全にする機上装備貨物等であって、修理又取替えを要するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であって、条約等により規制を免除されているもの

ニ 日本国大使館等に送付する公用の貨物

三 無償特例

イ 無償で輸入した貨物を無償で返送輸出するとき

（修理品、展示会用、個人使用での持ち帰り、通い容器、他）

※ 武器関連貨物に係る一部の輸出行為について、2025年に特例を創設。

ロ 後日無償で再輸入する予定の貨物を無償で輸出するとき

※ 武器関連貨物は適用不可

（個人使用で持ち帰る条件で持ち出す、通い容器、他）

四 少額特例 ※ 武器関連貨物は適用不可

輸出する貨物の総額が一定の価格以下のもの

- ー通常は、100 万円以下の少額の貨物
- ー兵器に転用される可能性がより高い貨物は 5 万円以下
- ー大量破壊兵器関連貨物は適用不可
- ー仕向先がイラン、イラク、北朝鮮（懸念 3 カ国）は適用不可
- ーキャッチオール規制の要件に該当する輸出は適用不可

五 部分品

輸出しようとする貨物のごく一部（価額の 10%以下）として規制対象となる貨物が組み込まれているか、又は取り外し不能の場合（運用通達）

（その他の輸出承認）

第 10 経済産業大臣は、第 5 に定める場合のほか、次の目的のために、下記の貨物を輸出しようとする者に対し、承認を受ける義務を課することができる（法第 48 条第 3 項）。

（目的）

- 一 国際収支の均衡の維持
- 二 外国貿易及び国民経済の健全な発展（＝各種法律で輸出規制されているもの）
- 三 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行（安保理決議等による制裁）
- 四 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与（＝有志連合による制裁）
- 五 単独制裁の閣議決定の実施

（貨物）

- 六 特定の種類の貨物
- 七 特定の地域を仕向地とする貨物
- 八 特定の取引に係る貨物

2 規制対象品は、輸出令別表第 2、別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3 を参照。

※ 北朝鮮国連制裁の一環としての贅沢品禁輸措置の対象が、別表第 2 の 2。
ただし、現在、北朝鮮向け輸出は、贅沢品を含めて全面禁止となっている。

※ 有志連合によるロシア制裁の一環としての軍民両用品や贅沢品等の禁輸措置の対象が、別表第 2 の 3。

第三章 技術提供取引

（日本から外国に向けての技術提供取引）

第 1 1 特定技術（国際輸出管理レジーム等で規制が決まった政省令で定めるもの）を日本から外国に向けて提供する取引をしようとするときは、誰（居住者又は非居住者）であっても、法第 25 条第 1 項（前段）の許可をとること（同項の許可を取得せずに、輸出行為や送信行為を行おうとする場合（取引の相手方が明確になっていない場合を含む）には、第 25 条第 3 項の許可をとること。）。

2 前項の輸出行為や送信行為について第 25 条第 3 項の許可を取得した場合において、その後、外国において特定技術を提供する際には第 25 条第 1 項の許可をとること。

3 以下の場合、規制対象外。

- 一 自己使用目的（例えば、海外出張）で特定技術を持ち出す場合（＝「取引」ではない）
- 二 海外の取引先企業より装置の修理の依頼があり、特定技術を用いて装置の修理等を行う場合（＝「（特定技術を）提供することを目的とする取引」ではない）※相手方に修理方法を教える場合は特定技術の提供となる。
- 三 国内企業との特定技術の取引に際し、メールの送信先の相手方（居住者）が、偶然に海外出張中で、外国においてメールを受信した場合（＝契約の履行地が外国でなく、もともと国内での居住者間取引であって規制対象外）
- 四 同一組織内の従業員間のやりとり（＝「対外取引」ではない）
※第 1 2 の 2 項の「みなし輸出」の場合、同一組織内の従業員間の技術提供は、法人から従業員（特定類型者）への提供となる。

（日本国内での技術提供取引）

第 1 2 日本国内で、非居住者に特定技術を提供する取引をしようとする居住者は、第 25 条第 1 項（後段）の許可をとること

※第 25 条第 1 項において、「特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者」の部分を経済的に前段と称し、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」の部分の後段と称す。

※前段と後段は重複する場合があるが、許可申請にあたっては前段か後段かを示す必要はない。以下同じ。

- 2 次に掲げる特定国の影響下にある居住者（特定類型者（＝自然人））に対して、特定技術を提供する取引は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引（みなし輸出）となる。特定類型者の具体例は、別添 4 参照。
- 一 雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者。
ただし、次に掲げる場合は例外。
 - イ 特定類型者が本邦法人の従業員等であり、本邦法人又は特定類型該当者と当該外国法人等との間で、本邦法人の指揮命令権や、本邦法人に対する善管注意義務が、当該外国法人等のそれよりも優先する関係にあることを合意している場合。
 - ロ 特定類型者が本邦法人の従業員等であり、本邦法人のグループ外国法人等（当該本邦法人の議決権を 50%以上保有する外国法人等又は当該本邦法人に議決権を 50%以上保有される外国法人等）の指揮命令に服する場合や善管注意義務を負う場合
 - 二 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
 - 三 国内において外国政府等の指示の下で行動する者
- 3 2 に関して、法人内における従業員（特定類型者）への特定技術の提供は許可をとること。

（外国での技術提供取引）

第 13 どの外国であっても、そこで居住者・非居住者に対し、我が国から特定技術を提供する取引をしようとする居住者・非居住者は、法第 25 条第 1 項（前段・後段）の許可をとること。

- 2 例えば、居住者・非居住者が、本邦から特定技術を外国に持ち出し外国において提供する場合や、外国において提供を受けた特定技術を提供する場合、法第 25 条第 1 項の許可が必要（この場合において、特定技術を、本邦から外国に持ち出そうとする際や、本邦からメールを送信しようとする際に法第 25 条第 3 項の許可が必要。）。
- 3 提供しようとする特定技術について、居住者が外国で入手したもの（外国由来の技術）を他の外国に提供する場合には、武器関連技術は許可が必要であり、武器関連技術以外の技術は大量破壊兵器キャッチオール規制の要件に該当した場合は許可が必要（貿易外省令）。
- 4 提供しようとする特定技術について、非居住者が外国で入手したもの（外国由来の技術）における非居住者間の取引は、許可は不要（貿易外省令）。

※ 第 11 から第 13 までは重複する場合があります、その場合は規制の強い方が

適用される（例：グループ A 国にいるグループ A 国以外の国の国民への提供）。

（記録媒体輸出の際の税関長の確認）

第 14 条 第 25 条第 3 項の記録媒体を輸出する場合には、特定記録媒体等輸出等許可を得ていることを、外為令第 18 条の 2 により、税関長の確認を受けることが必要。なお、貨物のように非該当証明を求められることはない。

（技術提供のキャッチオール規制）

第 15 条 技術提供の場合の大量破壊兵器、通常兵器キャッチオール規制については、貨物と同様。

2 ただし、口頭による提供は対象外（貿易外省令）。

3 グループ A 国向けの技術の提供で、その技術が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたとき（インフォーム要件）は許可が必要（法第 25 条第 2 項）。

※ 2025 年にグループ A 国向けのインフォーム要件を創設。

（重要管理対象技術の提供に係る報告（官民対話スキーム））

第 16 条 重要管理対象技術（特定技術以外のうち、一部の技術）について、外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴い、外国に向けて、又は非居住者に提供する取引をしようとする者は、当該取引の契約の締結前に当該取引に係る報告書を経済産業省に提出すること。

2 ただし、第 18 に掲げる場合や、専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引は対象外。

※ 2024 年に創設。制度概要は別添 5 参照。

（許可の種類、許可基準）

第 17 条 許可の種類、許可基準、許可条件は、貨物の輸出許可の場合と同じ。

（許可申請不要の場合）

第 18 条 次に掲げる場合は、第 11～15 に規定する許可は不要。

- 一 経済産業大臣が行う技術取引
- 二 防衛大臣が、本邦又はグループ A 国において提供する技術取引
- 三 居住者が、防衛大臣に対して外国において提供する取引
- 四 日本政府が行う技術協力等（ODA、賠償、協定に基づくもの）

- 五 IAEA、化兵法に係る国際機関が指定する者への提供
- 六 既に許可を受けた技術提供を内容とする技術取引
- 七 公知技術の提供、公知化するために提供する取引
- ※ 雑誌、Web、学会、講演、展示会、一般見学コース、特許情報等の公開、公開ソースコードのプログラム提供等
 - ・ただし、特定の者に提供することを目的とする場合は、許可必要。
- 八 基礎科学分野の研究活動における提供
- ※ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。
- 九 工業所有権の出願・登録のための提供
- 十 貨物の輸出に付随する据付、操作、保守・修理のための必要最小限の使用の技術（プログラムは除く）の提供
- 十一 プログラムに付随するインストール、操作、保守・修理のための必要最小限の使用の技術（プログラムは除く）の提供
- ※ 十号及び十一号に該当しても、以下は許可必要。
 - ・性能・特性等が向上するもの
 - ・修理技術で、設計・製造技術と同等のもの
 - ・規制技術で設計、製造に必要な技術が含まれるもの
- 十二 プログラムの次のような提供
- イ 市販又は無制限・無償で提供され、提供側の技術支援不要のもの
 - ロ 貨物と同時に提供される当該貨物専用の仕様のもの（オブジェクトコードに限る）
 - ハ バグ修正のもの
 - ニ 輸出した貨物に付随する据付等の必要最小限のもの（オブジェクトコードに限る）
 - ホ 提供したプログラムに付随する操作等の必要最小限のもの（オブジェクトコードに限る）
- 十三 国際標準策定の国際会議で提供する暗号メカニズム等
- 2 Web 上で、不特定多数が無制限、無償で入手可能にするアップロード行為は、許可不要。
- 3 第9の第五号に該当の部分品に内蔵の技術データであって、当該部分品を使用するためのものも許可不要（役務通達）

（大学・研究機関における技術提供の際の留意点）

第19 大学・研究機関に固有の技術提供局面に関する留意点は、次の通り。

一 大学の授業、外部へのオンライン講座

市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う留学生等（非居住者）への講義・実習は、教科書内容が既に不特定多数の者に対して公開されている技術に当たると思われ、公知情報として許可不要。

不特定多数の者を対象とする大学等によるオンライン講座も許可不要。

二 留学生等に対する機器等の操作方法の指導

大学の研究室で留学生等が行うリスト規制に該当しない基礎的な研究で、データの計測等のために必要となる機器等の操作方法を教える程度のものでは、その機器がリスト規制該当であっても、一般的に、当該貨物の使用等に「必要な技術」には該当しないと思われる（非該当貨物と同等の操作技術は、「必要な技術」には当たらないと考えられるため）。

三 留学生等の入口・中間・出口の各段階における管理

留学生、研究生や教職員等における規制対象技術の提供等を日々管理することは現実的ではないことから、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版（最終更新令和 6 年 7 月）」において、留学生の受入れ時や教職員等の採用時、在学や在職中、卒業や退職時の各段階における個別の場面ごとに懸念の有無の確認や注意喚起の実施、誓約書の取得等の管理を行うことが推奨されている。

イ 留学生、研究生や教職員の受入れや採用時（入口管理）

受入れ、採用時に「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート」（同ガイダンス p.110 参照）等を用いて、懸念の有無等の確認等を通じて、受入れ・採用の可否を判断することが推奨される。

ロ 在学中・在職中（中間管理）

外国ユーザーリストの改訂状況の確認や、留学生・研究生の研究内容が高度化する場合や変更する等の状況変化がある場合、それに応じて技術提供を慎重に検討するなど、定期的な見直しが推奨される。

また、就業規則等に基づく兼業状況の報告等による特定類型の該当性にも留意し、留学生等が一時帰国時に外国で技術を再提供する可能性を含め、懸念度の再チェックを行うことが推奨される。

ハ 卒業時・退職時（出口管理）

留学生等が入国後 6 ヶ月超で居住者扱いとなっても、その留学生が居住者

として規制技術の提供を行う場合や、帰国時に外国において提供する目的で規制技術情報を持ち出す場合には許可申請が必要となることから、帰国に当たって規制技術の提供や持ち出しがないか確認するため、注意喚起を実施するとともに、誓約書を取得することなどが推奨される。

(機微技術管理に関する留意点)

第20 大学等において、外為法の技術提供規制と密接な関係がある機微技術管理に関する留意点は、次の通り。

一 不正競争防止法関連

産学連携研究等において、不正競争防止法に基づく営業秘密の保護についての経済産業省の指針の遵守は別途必要。

二 統合イノベーション戦略関連

統合イノベーション戦略 2025 では、G7 等、同志国等の研究セキュリティ・インテグリティに関する政策やその実態を踏まえ、「我が国の経済安全保障上の重要技術を扱う研究機関や資金配分機関等に対し、国際的な共同研究等の実施に当たり重要技術の流出防止等の取組に関する手順書を提供する」とされており、令和 8 年度中の運用開始に向けて検討を開始し、令和 7 年度末までに策定するとしている。

第四章 仲介貿易取引、仲介技術取引

(外国間の貨物の仲介貿易取引)

第21 外国から他の外国へ向けて、居住者が非居住者に、特定貨物の売買・貸借・贈与をする場合は、

一 武器関連貨物の場合は、すべて許可をとること。

二 それ以外の貨物では、

- ・グループ A 国以外の国の間を移動する場合で、
- ・大量破壊兵器等の用途に使われることが分かっている場合か、経済産業大臣から通知を受けた場合に、仲介貿易取引許可をとること（外為令）。

※ 仲介貿易・技術取引では、輸出と異なり、需要者要件はない。

(外国間の技術の仲介取引)

第22 外国で入手した技術（外国由来の技術）を他の外国へ提供することを目

的とする居住者が行う仲介技術取引であって、以下の要件に当たる場合は、外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可をとること

- 一 武器関連技術の場合
 - 二 それ以外の技術
 - ・グループ A 国以外の国で入手して、それを他のグループ A 国以外の国に移動・送信する場合で、
 - ・大量破壊兵器の用途に使われることがわかっている場合か、経済産業大臣から許可申請をするように通知を受けた場合
- ※ 技術の仲介取引は、輸出と異なり、独立した条文がない。外為法第 25 条第 1 項の条文の「居住者→非居住者」の技術提供取引の一部ととらえられるので注意が必要。貿易外省令にて詳細を規定。

(その他の技術提供、仲介取引の許可)

第 2 3 経済産業大臣は、次の目的のために、上記以外の技術の提供や仲介貿易・取引を行おうとする居住者に対して、許可を受ける義務を課することができる (法第 25 条第 6 項)。

- 一 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行 (= 安保理決議等に基づく制裁)
- 二 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与 (= 有志連合による制裁)
- 三 単独制裁の閣議決定の実施

第五章 防衛装備の移転

第 2 4 防衛装備の移転としての武器の輸出、武器技術の提供取引に関する許可の運用は、「防衛装備移転三原則」「同運用指針」(国家安全保障会議決定)に基づいて行われる。

第 2 5 防衛装備移転三原則とは、次の 3 点である。概要は別添 6 参照。

- 一 移転を禁止する場合の明確化
 - 二 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開
 - 三 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保
- 2 運用指針は次を定めている。
- 一 防衛装備の海外移転を認め得る案件

- 二 海外移転の厳格審査の視点
 - 三 適正管理の確保
 - 四 審査に当たっての手續
 - 五 定期的な報告及び情報の公開
- 3 前項第一号において、海外移転を認め得る案件は次の通り。
- 一 平和貢献・国際協力の推進に資する、外国政府又は国連機関等への移転
 - 二 国際共同開発・生産におけるパートナー国に対する移転
 - 三 国際共同開発・生産におけるパートナー国以外への部品や役務の提供
 - 四 GCAP に係るパートナー国以外へ完成品の移転
 - 五 自衛隊が行う防衛装備移転
 - 六 米国との相互技術交流の一環としての技術提供
 - 七 ライセンス生産品の提供(ライセンスバック)
 - 八 安全保障面での協力国への修理等の役務提供
 - 九 安全保障面で協力関係のある国に対する部品の移転
 - 十 5 類型に該当する完成品の移転(本来業務等のために必要な武器を含む)
 - 十一 自衛隊等政府機関の活動又は邦人の安全確保のために必要な海外移転
 - 十二 侵略等を受けた国に対する支援
 - 十三 誤送品等の返送等

第六章 平和及び安全の維持のための経済制裁措置

(経済制裁の種類)

第 2 6 世界及び我が国の平和と安全を守るために講じられる経済制裁措置としては、次の 2 種類がある（輸出、技術提供、仲介関連）。

一 国際的に協調して講じる経済制裁措置

イ 国連安全保障理事会決議に基づき講じるもの

- ・常時規制されているものは、その条文が適用（第 25 条 1 項の技術提供取引、同条 4 項の仲介貿易取引、第 48 条 1 項の輸出）
- ・常時規制されているもの以外は、技術提供・仲介貿易取引は第 25 条 6 項、輸出は第 48 条 3 項に基づく。
- ・条文の文言は、「我が国が締結した条約その他の国際約束を履行するため」

ロ 欧米等主要国と連携して講じるもの（有志連合）

- ・根拠条項は、上記「イ」と同じ。

- ・ 条文の文言は、「国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため」

二 我が国単独で講じる経済制裁措置

- ・ 根拠条項は、第 10 条 1 項。
- ・ 条文の文言は、「我が国の平和及び安全の維持のために特に必要があるとき」
- ・ 我が国の平和、安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、単独制裁措置（貿易、技術提供、仲介取引の制限、禁止）を決定することが可能（国会に付議、承認が必要）。国会で不承認の議決があったときは、速やかに措置を終了させる。

（現在講じられている経済制裁）

第 27 現在講じられている主な経済制裁措置は、以下の通り。

- 一 国際条約、国連決議等に基づいて講じる経済制裁措置
 - イ 国連武器禁輸国向けの武器の輸出禁止
 - ロ イラン向けの一定貨物の輸出入禁止
 - ハ 北朝鮮向けの奢侈品等の一定貨物の輸出入禁止（注：単独制裁により全品目輸出入禁止済）
- 二 欧米等主要国と連携して講じるもの（有志連合）
 - イ ロシア向けの一定貨物の輸出入禁止（第三国経由の迂回輸出禁止を含む）
 - ロ ベラルーシ向けの一定貨物の輸出入禁止（上記、迂回輸出禁止を含む）
 - ハ ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうちの一部）向けの一定貨物の輸出入禁止

※ 貨物の輸出入規制のみならず役務取引規制も実施。
- 三 我が国単独で講じる経済制裁措置
 - ・ 北朝鮮向けの輸出入、仲介貿易の全面禁止

（留意点）

第 28 経済制裁措置に関連して、留意点は以下の通り。

- 一 別途、財務省による金融制裁措置（金融資産凍結、送金規制）が講じられている場合には、輸出入の決済ができないため、事実上、輸出入は困難（国連安保理制裁における経済資源の凍結、利用可能化禁止の趣旨に照らしても同様）。
- 二 米国、EU 等がドル送金、ユーロ送金規制（銀行におけるコルレス口座開設禁止等）や、港湾、船舶、航空会社に対して制裁を行う場合にも、決済、

物流面で困難になるので、事実上、取引は困難。

第七章 輸出者等遵守基準

(輸出者等遵守基準)

第29 経済産業大臣は、輸出や技術提供を継続して行う者（営利かどうかは関係ない）が遵守すべき「輸出者等遵守基準」を定めなければならない。

- 2 輸出者等遵守基準は、提供技術や輸出貨物が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認（該非確認）その他輸出等に当たって遵守すべき事項について定めるものとする。
- 3 前項の「特定重要貨物等」とは、リスト規制貨物・技術のこと。
- 4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

※ 輸出者等遵守基準の内容

(1) 一般の輸出者・提供者向け

- ① 該非確認責任者の選任
- ② 社内での法令周知、遵守指導

(2) リスト品輸出者・提供者向け

- ① 代表者を輸出管理の責任者（統括責任者）に選任。
※「統括責任者」は CP における「最高責任者」を意味している。
- ② 輸出管理体制（業務分担・責任関係）の策定
- ③ 該非確認手続の策定。
- ④ 用途確認、需要者確認の手続策定、実施、情報の信頼性向上の手続策定、実施
- ⑤ 出荷時の文書等と貨物等の一致の確認
- ⑥ 監査手続の策定、実施努力
- ⑦ 研修の実施努力
- ⑧ 子会社への指導、研修等の実施努力
- ⑨ 関連文書の一定期間保存努力。
- ⑩ 法令違反やそのおそれがあるときの報告、再発防止策

※ 産業構造審議会小委員会中間報告（2017年1月）の提言では、「輸出者等遵守基準において、カテゴリー再構成（＝規制カテゴリー体系の EU 準拠）を踏まえた機微度に応じた情報管理や、組織内における情報管理

責任者の指定」など、必要な見直しを行うべきである。」とされている(努力規定として)。

(指導及び助言)

第30 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第31 経済産業大臣は、前条の指導・助言をしてもなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、その勧告に従わなかった者に対し、措置命令ができる。

第八章 緊急時の措置

(船積の非常差止)

第32 経済産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、一月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

第九章 行政制裁その他ペナルティ、違反の自主申告

(貨物の輸出入に係る制裁)

第33 経済産業大臣は、第48条第1項に違反して無許可輸出した者(既遂者)に対して、3年以内の期間を限り、次の行為を禁止することができる。

- 一 貨物の輸出
- 二 技術の外国における提供、非居住者への提供を目的とする取引
- 三 取引のための特定記録媒体等の輸出、特定技術の情報送信

2 経済産業大臣は、第10条に基づく我が国単独での経済制裁としての第48条3項の輸出、第52条の輸入の規定に違反した者に対して、3年以内の期間を限り、輸出入を禁止することができる。

- 3 経済産業大臣は、上記以外で、貨物の輸出入に関し、この法律、政省令、処分に違反した者に対し、1年以内の期間を限り、輸出入を禁止することができる。
- 4 経済産業大臣は、上記1～3の行政制裁を科す場合において、違反者が個人の場合には、同一範囲の業務を行う法人の担当役員（名称は問わない）になることを禁止することができる（同一期間の範囲内で）。
- 5 行政制裁は、次の点に留意が必要。
 - 一 刑事罰と異なり、過失であっても科されることがある（法益侵害の程度による）。
 - 二 刑事罰と違って、時効がない。
 - 三 刑事上は不起訴（起訴猶予）となっても、科されることがある。
 - 四 未遂者も、「違反した者」となり対象となる。

（役務取引等に係る制裁等）

第34 経済産業大臣は、無許可で第25条第1項の技術提供を行った者に対して、3年以内の期間を限り、外国への技術提供、非居住者への技術提供（技術記録媒体等輸出や国外技術送信を含む）、特定の貨物の輸出を禁止することができる。

- 2 無許可で第25条第3項の特定記録媒体等輸出等や国外技術送信を行った者に対して、1年以内の期間を限り、技術提供を禁止することができる。
- 3 経済産業大臣は、無許可で仲介貿易取引を行った者に対して、3年以内の期間を限り、これを禁止することができる。
- 4 主務大臣は、役務取引等の許可義務を課した場合に、無許可で取引をした者に対して、再発のおそれがあると認めるときは、一年以内の期間を限り、その全部又は一部を禁止することができる。
- 5 経済産業大臣は、上記1～3の行政制裁を科す場合において、
 - ・法人の場合はその役員等（役員等であった者を含む）、
 - ・個人の場合はその使用人（使用人であった者を含む）が、同一範囲の業種を開始することを禁止し、同一範囲の業務を行う法人の担当役員になることを禁止することができる（同一期間の範囲内で）。

（行政制裁以外のペナルティ）

第35 行政指導ベースのペナルティとして、経済産業大臣は、以下のような措

置を行うことがある。

- 一 貿易経済安全保障局長名による警告（原則として企業名公表）
 - 二 経緯書又は報告書の提出（原則として企業名非公表）
 - イ 過去 5 年間の輸出等の経緯、違反の原因分析、再発防止策
 - ロ 再発防止策の半年後の実施状況の報告
 - 三 包括許可の取消
- 2 外為法で行政制裁や行政指導ベースのペナルティを受けると、自主管理に問題があるものとして、連動して、関税法に基づく AEO 制度（特定輸出申告制度等）に基づく事業者認定が取り消され、国際物流上の優遇を失う可能性が大きい。
- 3 代表取締役その他担当役員は、行政制裁やその他のペナルティを受けた場合には、善管注意義務違反として、株主代表訴訟を提起されることがある。

（違反を自主申告した場合の扱い）

第 3 6 経済産業省は、違反を自主申告した場合の扱いについて、以下の通り、基本的考え方を明らかにしている。

「経済産業省としては、外為法の無許可輸出等にかかる対応において、法益侵害の程度が低いことを前提として、CP（自主管理内部規程）に基づき内部監査等により自ら見つけ、その原因を認識し然るべく対応をしていると認められる案件については、過剰な負担を求めることなく、真に必要な範囲で対応する方針である。」

第十章 行政手続法との関係、審査請求

（行政手続法の適用除外）

第 3 7 輸出許可、技術提供許可については、行政手続法の以下の規定は適用しない。

- 一 第 2 章一審査基準、標準処理期間、申請に対する審査・応答、不許可の理由の開示、情報提供等
- 二 第 3 章一不利益処分についての基準、手続き等（聴聞等）

（審査請求）

第 3 8 処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取をした後に行う。

- 2 意見の聴取に際しては、審査請求人等に対して、事案についての証拠を提示し、意見を述べる機会が与えられる。

第十一章 雑則

(税関長に対する指揮監督等)

第39 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

(報告徴収)

第40 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、取引を行った者や関係人に対し、関連事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第41 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、輸出、技術提供取引等を行う者又はその関係者の営業所等の施設に立入検査・質問をさせることができる。

- 2 検査職員は身分証を提示しなければならない。
- 3 この立入検査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十二章 罰則

(罰則)

第42 主な罰則は、以下の通り。

対象取引	罰則水準	根拠規定
無許可の技術取引	7 年以下の拘禁刑又は 2000 万円（若しくは価格 の 5 倍）以下の罰金、併科	第 69 条の 6 第 1 項 1 号
無許可の仲介貿易取引		第 69 条の 6 第 1 項 1 号
無許可の貨物輸出		第 69 条の 6 第 1 項 2 号
無許可の核兵器等関連技術取引	10 年以下の拘禁刑又は 3000 万円（若しくは価格 の 5 倍）以下の罰金、併科	第 69 条の 6 第 2 項 1 号
無許可の核兵器等関連貨物仲介貿易取引		第 69 条の 6 第 2 項 2 号

無許可の核兵器等関連貨物輸出		第 69 条の 6 第 2 項 2 号
無許可の技術書面・記録媒体輸出、国外送信	5 年以下の拘禁刑又は 1000 万円（若しくは価格の 5 倍）以下の罰金、併科	第 69 条の 7 第 1 項 2 号
行政制裁違反	3 年以下の拘禁刑又は 100 万円（若しくは価格の 3 倍）以下の罰金、併科	第 70 条第 1 項 19 号 第 70 条第 1 項 31 号 第 70 条第 1 項 34 号
不正手段による許可取得		第 70 条第 1 項 33 号
許可条件違反（25 条 1 項、4 項、48 条 1 項の許可）（※）		第 70 条第 1 項 35 号
官民対話スキーム報告義務違反	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	第 71 条第 9 号
輸出者等遵守基準違反	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	第 71 条第 10 号

※ 上記以外の条件違反は、10 万円以下の過料（73 条）

2 法人重科の内容は、以下の通り。

核兵器等関連	10 億円（又は価格の 5 倍）以下の罰金	第 72 条第 1 項 1 号
通常兵器関連	7 億円（又は価格の 5 倍）以下の罰金	第 72 条第 1 項 2 号
その他	5 億円（又は価格の 5 倍）以下の罰金	第 72 条第 1 項 3 号

（公訴時効）

第 4 3 法人の公訴時効は、個人の公訴時効と同じとする（刑事訴訟法の例外）。

※ 拘禁刑 10 年以下の罪（大量破壊兵器関連貨物の輸出等）の時効期間は 7 年。

拘禁刑 7 年以下及び 5 年以下の罪は 5 年であり、法人の時効も、罰金であってもこれと同じとなる。

第十三章 安全保障輸出管理に関連する他の規制

（米国 EAR による再輸出規制）

第44 米国原産品目、一定の米国原産品目が一定割合組み込まれている米国外原産品目（デミニミス・ルール）、又は一定の米国の技術・ソフトウェアから直接製造された品目（外国直接製品規制）を米国外から輸出する場合（＝再輸出）、米国政府の許可が必要になりうる

- 2 各種の許可例外がある一方で、リスト規制品目（ECCN）の該非に係らず許可が必要な場合もある。
- 3 違反すると、罰金、収監、輸出等特権剥奪、懸念者リスト掲載、監査・教育の実施・報告等の罰則適用・処分を受けることになる。
- 4 米国の各種の懸念者リストとの取引は、細心の注意を以て判断すること。

Denied Persons List (DPL)	・ 米国輸出管理規則(EAR)の悪質・重大な違反を犯し、輸出等特権を剥奪された者のリスト。 ・ 掲載者への EAR 対象品目の輸出・再輸出、同一国内販売の禁止。掲載者による EAR 対象品目の取引禁止。	商務省 (BIS)
Unverified List	・ 未検証エンドユーザーリスト。米国政府が許可前のチェックや、許可証を使用した輸出の出荷後検証を実施することができないため、最終用途・需要者に懸念があるユーザーのリスト。 ・ EAR 対象品目の輸出・再輸出に許可が必要な場合に許可例外が使えなくなる。許可が不要な品目を輸出・再輸出する場合にも、相手方から UVL 文書と呼ばれる誓約文書の取得が必要になる。	
Entity List	・ 米国の安全保障・外交政策上の利益に反する又は反するリスクのある者のリスト。 ・ 掲載者への EAR 対象品目の輸出・再輸出、同一国内販売の禁止。	
Specially Designated Nationals List (SDN リスト)	・ 数十種類ある米国の制裁法令のいずれかに基づき制裁され、米国内資産を凍結された者のリスト。 ・ 非米国企業・団体・個人であっても掲載者との実質的支援取引が禁止される場合(二次制裁)が多い。	財務省 (OFAC)

※ SDN リストには、日本関係では、オウム真理教、暴力団（山口組、弘道会等）が掲載されている。

（米国の制裁法令等による取引禁止）

第45 米国では、**EAR** 再輸出規制とは別途、安全保障の観点から制裁措置がある。主な種別は次の通り。

- 一 イラン・北朝鮮・シリア拡散防止法
 - ・これらの国の大量破壊兵器開発等を実質的な貢献をしようる製品の輸出等をした場合の制裁。
- 二 個別の制裁法令に基づく制裁（北朝鮮、イラン、ロシア、人権侵害等）
 - ・制裁要件は各制裁法令毎に異なる。
- 2 米国原産品目かどうかは関係なく、指定は米国政府の判断でなされるので、いかなる取引であっても対象となりうる。
- 3 制裁違反者に対する二次制裁も増えており、非米国企業・団体・個人であっても、制裁対象となった者との実質的取引は禁止されるため、安全保障輸出管理に準じた管理が必要。

（テロ防止関連二法による貨物・技術等の移転規制）

第46 **FATF**（金融活動作業部会）の提言を踏まえたテロ防止関連二法は、テロに資する貨物、技術、役務等の移転等を規制している。

- 一 テロ資金提供処罰法
 - ・テロに資する又は用いられる資金、不動産、動産、役務その他の利益を、テロ企図者、協力者に故意に提供することは禁止（直罰対象）。
- 二 国際テロリスト財産凍結法
 - ・公告された国際テロリストに対する、資金、不動産、政令指定貨物（自動車、船舶・小型船舶、有人飛行機・ヘリ）の提供等の許可制（都道府県公安委員会）。
 - ・公告テロリストは、安保理、G7諸国、我が国単独での指定による。
- 2 「テロ」とは、公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。具体的には、人の殺傷、人質・誘拐、航空機・船舶の破壊・損傷、ハイジャック・シージャック、爆弾テロリズム等。
- 3 上記二法は、提供場所が国内外を問わず対象となる。ただし、国際テロリスト財産凍結法は、外為法の規制対象部分は適用されない。

別添 1

居住者及び非居住者の判定	
居住者	非居住者
日本人の場合 ①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者	日本人の場合 ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人の場合 ①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後6月以上経過している者	外国人の場合 ①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
法人等の場合 ①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館	法人等の場合 ①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関
	その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

出所：経済産業省説明会資料

別添 2

通常兵器キャッチオール規制に係る制度改正

- 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1)）について用途要件及び需要者要件を追加。
- 武器禁輸国向けは、全品目（輸出令16の項(1)(2)）について需要者要件を追加。
※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件」（全品目）が追加となる。

「○」適用あり（現行） 「●」適用あり（追加） 「－」適用なし。【黄色網掛け】が追加となるキャッチオールの規制要件。

対象地域		①グループA国		②武器禁輸国		③一般国（①②以外）	
対象品目		16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目
1. インフォーム要件		● 追加（法48条2項、25条2項等） ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	－	－	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加	－
	○おそれ貨物 34品目	－	－	○ ※16項(1)品目と重複排除		－	－
	(2) 需要者要件	－	－	● 追加（全品目） ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト 以外の需要者も 対象	－
	○外国ユーザー リスト	－	－	● 追加		● 追加	－
	○明らかガイド ライン	－	－	● 追加		● 追加	－

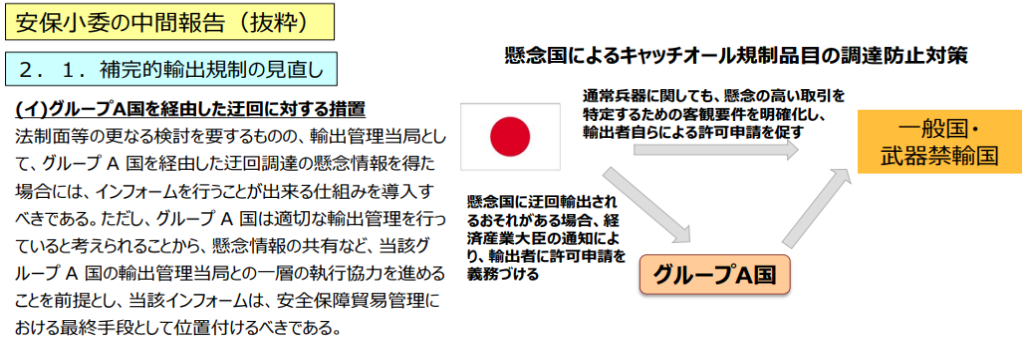
※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項（貨物の輸出）又は25条1項等（技術の提供）に基づく許可。 6

出所：経済産業省ホームページ掲載資料（補完的輸出規制の見直しについて（令和7年5月））

別添 3

懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し

- ロシアが、武器の部品として、日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループA国から調達しているとの報道あり。
- しかし、現状グループA国は、キャッチオール規制の対象から除外されているため、日本の製品がロシアに迂回輸出される懸念がある場合でも、現行の外為法では規制にかからしめることができない。
- グループA国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、迂回防止を定める法48条2項（技術は法25条2項等）に基づき、経済産業大臣から通知することにより、輸出者に対し許可申請を義務づけることとする。



出所：経済産業省ホームページ掲載資料（補完的輸出規制の見直しについて（令和7年5月））

大学・研究機関において想定される特定類型該当者の具体例

- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

特定類型 ①	雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者 例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員 例②：外国企業（※）に勤務している社会人学生 ※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない
特定類型 ②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生 例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者
特定類型 ③	国内において外国政府等の指示の下で行動する者 例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

出所：経済産業省ホームページ掲載資料（みなし輸出管理の運用明確化について）

企業において想定される特定類型該当者の具体例

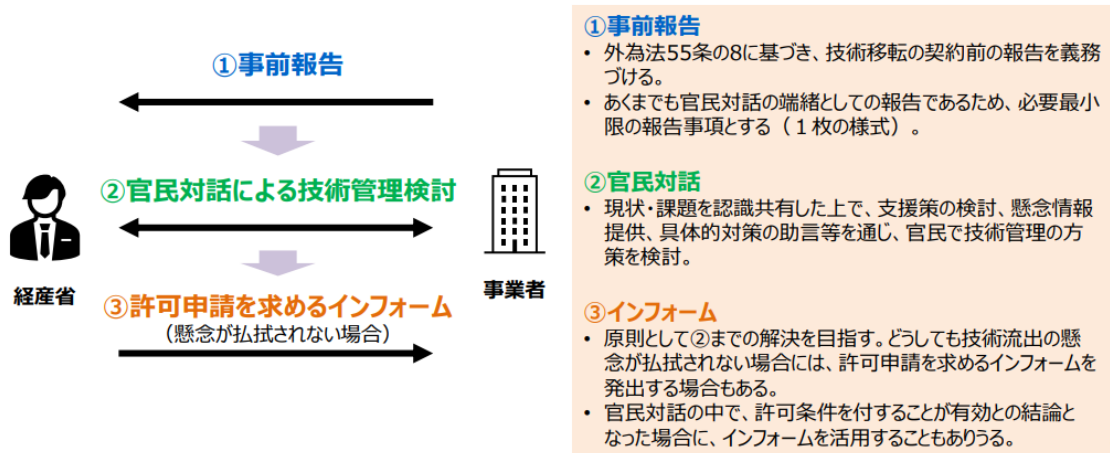
- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

特定類型 ①	雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者 例①：外国企業（※）と兼業している本邦企業の従業員 例②：外国企業（※）の取締役・監査役に就任している本邦企業の取締役・監査役 ※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない
特定類型 ②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 例①：外国政府から過去に貸与された留学資金について雇用後に返済免除された従業員 例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 企業として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者
特定類型 ③	国内において外国政府等の指示の下で行動する者 例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

出所：経済産業省ホームページ掲載資料（みなし輸出管理の運用明確化について）

外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。



出所：経済産業省ホームページ掲載資料（技術管理強化のための官民対話スキーム（令和7年4月））

防衛装備移転三原則

平和国家としての基本理念を維持

原則1: 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
(化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等)

②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
(安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)

③紛争当事国への移転となる場合
(紛争当事国: 武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)

原則2: 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
②我が国の安全保障に資する場合
・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
・装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸送
(注1)仕向先等の適切性・防衛装備の機微性を含め**厳格に審査**。
(注2)審査体制・手続・基準等の**透明性**を確保。

原則3: 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について**我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける**。
(注)平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

情報の公開

- 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、**年次報告書**を作成し、国家安全保障会議(NSC)に報告・公表。
- NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、**情報公開**を図る。

出所：内閣官房ホームページ掲載資料（防衛装備移転三原則等について（内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省））

参考：これまで防衛装備移転三原則・運用指針の下で移転を認め得るとされた主な案件（2024年3月時点）

完成品・部品の移転

○**平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転**

- ・大型巡視船のフィリピン沿岸警備隊への移転
- ・テロ対策機材（防弾衣・防弾盾）のフィリピン国家警察等への移転

○**国際共同開発・生産**

- ・イージス・システムに係るソフトウェアや部品等の米国への移転
- ・次期戦闘機の日英伊共同開発

○**共同研究など技術情報の移転**

- ・モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムなどの日米共同研究
- ・次世代機雷探知技術の日仏共同研究

○**ライセンス生産品**

- ・ペトリオットPAC-2の部品、F100エンジン（F15・F16のエンジン）の部品、F-15慣性航法装置の部品などの米国への移転
- ・ペトリオット・ミサイルの米国への移転

○**救難、輸送、警戒、監視及び掃海（いわゆる「5類型」）**

- ・練習機TC90のフィリピンへの移転【救難・輸送・警戒・監視】
- ・フィリピンへの警戒管制レーダーの移転【警戒・監視】

○**侵略等を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く）**

- ・防弾チョッキ、防護衣・防護マスク、1/2tトラック・高機動車・資材運搬車のウクライナへの移転

(※)上記のほか、移転を認め得ると判断されたもの、案件が具体化しなかったものとして、「豪州将来潜水艦の共同開発・生産」、「警戒管制レーダーのタイへの移転」などがある。



◎JICA



次期戦闘機（イメージ）



ペトリオット・ミサイル（左：PAC-2、右：PAC-3）



練習機TC90



FPS-3ME



JTCS-P14※
※上記の写真は、自衛隊のレーダーであり、フィリピンへ移転するものとは異なる



防弾チョッキ



防護衣・防護マスク



1/2tトラック・高機動車・資材運搬車

出所：内閣官房ホームページ掲載資料（防衛装備移転三原則等について（内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省））